

第1回王寺町まちづくり基本条例審議会会議録

日 時 令和7年7月25日（金） 14:00～16:10

場 所 やわらぎ会館3階 小会議室2

出席者 委 員 中川 幾郎 会長（帝塚山大学名誉教授）
（順不同） 井村 知次 委員（王寺町自治連合会会長）
島田 尚彦 委員（王寺町自治連合会理事）
田中 勇 委員（王寺町民生児童委員協議会副会長）
黒田ゆかり 委員（王寺町社会福祉協議会理事）
中川 直美 委員（NPO 法人なないろサーカス団代表理事）
竹内 友章 委員（公募委員）
王寺町 平岡副町長、総務部 南部長、政策推進課 吉田課長、酒田主幹、澤主事

欠席者 2名（山本委員、柏木委員）

案 件

- 1 委嘱状の交付
- 2 委員の自己紹介
- 3 審議会会長の選出について
- 4 王寺町まちづくり基本条例の諮問について
- 5 条文解説「まちづくり基本条例とは」 帝塚山大学 中川幾郎教授
- 6 今後の審議内容及びスケジュールについて
- 7 その他

1 委嘱状の交付

町長を代理して平岡副町長から委員への委嘱状の交付が行われた。

2 委員の自己紹介

3 審議会会長の選出について

会長に中川幾郎委員（帝塚山大学名誉教授）が選出された。

4 王寺町まちづくり基本条例の諮問について

諮問書（別紙）の手渡し

5 条文解説「まちづくり基本条例とは」

事務局 行政に求められる住民のニーズが高度化・多様化する一方、人口減少や高齢化に伴う税収の伸び悩みや社会保障費の増大など、財政状況は国・地方自治体ともに厳しさを増している。今後、さらに人口減少や高齢化が進んでいく時勢の中で、社会の変化に対応し、確かなまちづくりを進めていくためには、住民と行政が協働してさまざまな課題解決に取り組んでいくことが求められている。

王寺町では、令和3年4月に、町のまちづくりを進めていくための基本理念や仕組み、行政運営のあり方などまちづくりの基本ルールとなるまちづくり基本条例を策定した。この条例は、先ほど申した協働のまちづくりの実現のため、町政運営の主体である町民・議会・行政のそれぞれがどのような役割を担うべきなのかなどの基本的なルールを定めるもの。

この審議会は、先ほどの諮問に応じて、条例や施策に関する調査、研究を行い、町長に答申していただく諮問機関である。審議会では、まちづくり基本条例が一定期間経過後も本町にふさわしいものかどうかを検証し形骸化を防止するため、条例施行後5年を超えない期間ごとに検討を行うこととしている。条例施行4年目となる本年、皆様にご審議いただきたい。

(以下、レクチャー)

中川会長 王寺町まちづくり基本条例とはどういうものなのかおさらいしながら、今後どう取り扱うべきか共通認識を深めたい。王寺町まちづくり基本条例の策定にあたっては同志社大学教授の新川達郎先生が会長を務めた。元々は私が引き受ける立場だったが、当時、広陵町の自治基本条例の委員を引き受けていたことから、二つ同時にやるのはしんどいということで、友人の新川教授にお願いした。新川教授と私の考え方はほとんど同じなので中身としては自分が携わったのと変わらないと考えている。

奈良県内では生駒市の条例、大和郡山市、広陵町、上牧町の条例を手がけた周辺では三重県の名張市、伊賀市、兵庫県では佐用町、朝来市、足元豊中市も手がけた。しかしながら、まちづくり基本条例というものの構造への世間の不理解にまだ驚くところがある。

まちづくり基本条例を最高規範と表現することがあるが、日本の憲法教育ではこの国の最高規範は憲法だと教えるので、「憲法を超えるものか」と反発する方がいるが「自治の最高規範」という意味で表現している。

憲法は中学校教育で学習するが基本的な人権程度で終わることが多く、最後まで読んだという人は少数で多くの国民は憲法を知らない。憲法の第8章にある法律とは地方自治法のことだが、公務員でも全文を読んだ人はあまりいない。私も地方公務員を長くやっていたが、退職するまでの間に全条文は読んでいない。例えば、契約事務を担当すれば契約の箇所を、議会事務局に配属されたら議会の箇所を必死に読む。大抵の地方公務員における地方自治法の知識はその

程度である。

議会議員にも全て読んだ人はほぼいないし、一般住民はなお読むことはないだろう。読んだことのない人に、町の現状や施策を重ね合わせて「地方自治法で考えた場合はこうである」と解きほぐしたのがこのまちづくり基本条例。これを読めば、難しい法律が大体わかる「イージー版の地方自治法」と考えていただきたい。

まちづくり基本条例では、自治体独自のルールを定めることもできる。例えばある町は第1規範として人権を守るということを掲げている。同様に、環境を守るということや子どもの権利を守ることを第1に持ってきたところもある。それぞれの町の個性がそこに出る。

ここで、行政地方自治の2種類の仕事を紹介する。

○法定受託事務…国や、都道府県の代わりに市町村が行う仕事。都道府県で65%市町村で50%前後程度ある。

○自治事務…市町村が自主的・主体的に行う仕事。法定自治事務と法定外自治事務とがある。

- ・法定自治事務…全国共通で、法の定めで決まっていて管理権は市町村にある
例) 住民基本台帳の管理、参議院選挙、都道府県知事選挙
- ・法定外自治事務…市町村が独自で行うほとんどの事業。
例) まちづくり協議会の設置、図書館や公民館の設置など

全国共通の法定自治事務だけでなく、町独自の法定外自治事務もある。法定外自治事務の根拠を条例で担保し、穴埋めする作業が全国で始まっている。すべてを大きく包み込むのが、このまちづくり基本条例。

だから、例えばまちづくり協議会を作ろうとしたとき、まちづくり協議会設置条例をわざわざ作らずとも、このまちづくり基本条例で済むという仕組み。そのような課題を解決する働きもこの条例にはある。

総合計画についても、基本構想を議会の議決を得て定めなければならないという規定があったが、解除され法の担保が外れた。その後王寺町ではまちづくり基本条例第9条の「総合計画」で担保することにしたということ。

さて次に、王寺町まちづくり基本条例の話に入る。この条例は団体自治と住民自治の二つの自治を見据えている。

- ・団体自治…地方議会および首長及び行政機関が代理で取行う行政。
- ・住民自治…地域の自治会などが担うもの。自治会や消防団など。

自治はこの2本柱でできている。最高主権者は誰かというと町民。だから町

民をトップに、そして議会、行政とおいていく構造である。そして行政の中に町長と町職員とを並べてそれぞれの役割が記載されている。

全体の話に戻らせていただくと団体自治と住民自治との2本柱の上に町の自治は成り立つという仕組みを説明し、その2本柱が支え合う構造に対して働きかけを強めていこうという願いが入っている。

住民自治を分野別に抑えてみると、商業は商工会、医療は、医師会。農業に関するものは農業団体連合会とか。学校教育に関してはPTAが地域と家庭と繋ぐ住民自治組織。社会福祉協議会、消防団。住民自治はどの分野にもある。

ところが、最近それが少しずつ消えていっている。原因は高齢化とコミュニティ教育の希薄化である。地域に支えられたという実感がない世代が定年退職すると、個人的自己実現の世界に逃げてしまう。

日本の自治会が弱った原因は自営業者の減少とサラリーマン化にあるが、サラリーマンであっても、世間様のおかげという教育を受けた世代は、退職後の地域貢献を感謝の気持ちをもってやっている。

立派な人間としての生涯を貫くことができるのは、世間様のおかげということを経験すべきである。今は子どもに声をかけたら、声かけ事案と言って報告される。登下校中の子どもらを守るための対話がなくなっている。これを直すには知り合いになる以外にない。顔も名前もわかっている者同士が初めて防犯・防災というときに動き合える。いざ大災害に遭ったとき、顔も名前も知らなければ、混乱と奪い合い、あるいは凍結状態になる。

これが阪神淡路大震災であった。避難所では障がい者たちが追い出されていた。ある宗教団体が小さな避難所を独占して、信者以外を排除する場の独占も生じた。また、避難所に人数分のおにぎりがないので配るのをやめたという事例もあった。これは自治能力ゼロという状態である。弱ってるものから先に配るとか、幼い子のいる家族から配るとかその場でルールを考えて作ればよいだけの話。それが自治能力。その回復を目指すのがこの条例の精神の根本である。

また、それを具体化していくために、情報はできるだけ共有し、参画と協働の実践を重ねることが重要。町民社会の中に行政の顔や、職員の気持ちが流れ込み、町民社会の思いも行政機構の中に流れていく、そのような回路を作ること。それが参画と協働。このパイプが太ければ太いほど、町民社会と行政機構との間の意思疎通がスムーズになっていく。

最後に、参画と協働の実践がどれだけ大事かという話。まず定義として、
○参画…政策の立案、実施、評価の各段階に町民が主体的に参加し、行政の活動に深く広く関わること。プロセス論で言うと、意思形成過程、議論、決定段階、実行段階、評価修正段階にも関わる。

※PDC A (プラン&チェックアクション)それぞれ全てに関わるのが参画。
一部分だけ関わるというのが参加 (participation)。

○協働…意思形成過程から実行過程まで一緒に行い、仕事と一緒にできる状態。
町民が対象の協働のパートナーに多いのは民間の事業者。

町民との協働方法は三つある。

- ① 委託事業…行政の責任で仕事を代行。
- ② 委託事業補助事業…民間の仕事に対して補助金を出す。
- ③ 分離分担事業…分担金を出し合った実行委員会方式の事業 (万博など)

事業パートナーとして町民へ依頼できることを増やすことが重要。企業体にばかり任せるというイージーな民営化ではなく、町民に任せるという本来の市民化に舵を切るべきだというのが参画と協働の狙いである。

そしてそこには当然、原理原則が生まれてくる。

対等であること、相互に理解を進めること、自主性を尊重すること、自立化を図ること、目的を有すること、相互補完すること、情報公開すること、共に変わることを、期限を守ること。

この中で、一番大事なことは対等の原則。これは住民の側にも、行政の側にも言えることである。住民には行政職員を下僕のように使いたがるものが時々いるがそれは間違い。行政職員は公共財産で、一部の人のお世話をするために雇われているわけではない。それは私物化である。それから行政の側も、口では町民第一と言いながら、地域を低く見ている職員がいる。ある自治体の議会の答弁で「～以上のような方針を地域に『おろして』市民にさせる」という表現をする人がいたが、その人はそれが問題だと思っていなかった。

2番目に大事なことは相互理解。役所のルールとか規律をわかりもせず文句を言っただけではいけないということ。すぐに「話がつかないので市長・町長を出せ」と喚く人たちがいるが、これはよくない。目の前にいる相手を尊重してその人と話を繋いでいくというのがルール。

それから情報公開、情報共有。第3条第2項で情報の共有と書いているがこれが大事。相互にまちづくりに必要な情報を伝え合いこれを共有する。また、情報の公開と共有は似て非なるものだというのも覚えておいてほしい。

○情報公開…公開の要求に対して、情報を出すこと。要求がない限り公開しない。

○情報共有…要求されなくても積極的に情報を渡すこと。

最後に、この条例は5年を超えない期間ごとに検証と見直しをすることになっている。不備があれば直せばいいが、生駒市で見直しを行ったときに直す

必要があったのは、公職選挙法が改正されて選挙権を行使できる年齢が変わり条例上整合性が取れなくなった条文1条分だけで、それ以外はほとんどなかった。王寺町の場合も、基本条例の本条文を直す必要はほぼないと考える。委員の皆さんには、

- 逐条解説書がわかりやすいものであるか
- 条例および逐条解説書に書いてある通りに、行政が運用されているか
- 住民にも浸透しているか、していないならば浸透させる方法

という観点から具体的な提案や意見をいただきたい。

他市町の基本条例検討会で出た提案を紹介すると、

- 行政発行のパンフレットやチラシに、まちづくり基本条例第何条に基づき、お知らせするものである等、根拠条文を入れてはどうか。
- 自分たちのまちの現況を教える紙芝居ツールを作り、有志で小学校を対象に巡回講義をしたい。あわせて中学生に配布する概略版も作りたい。

また、検証にあたり、条例に関連する条例や規則、要綱が整理されているか確認するため、資料の準備を事務局にお願いしたい。

(以下、質疑応答)

井村委員 王寺町のまちづくり基本条例および逐条解説には「対等」という言葉が入っていない。まちづくり協議会を立ち上げようという地域もあるが、行政の指導を受けながら動いているという意識が強い。何らかの形で対等という言葉を入れられないか。

中川会長 条例で対等と記載することはあまりないので、逐条解説に盛り込むことを検討してはどうか。公務員は公僕（パブリックサーヴァント）といわれるが、下僕という意味ではなく公益という神に仕える牧師を意味する。守るべき羊（＝住民）を悪（＝犯罪・貧困・失業・災厄）から守る存在。公務員が町民を見下すことは少ないが、町民が公務員を下僕のように扱うケースは多くみられる。

井村委員 ぜひ対等のパートナーという言葉をも記したい。

島田委員 条例制定時に審議会委員を務めたが、今回初めて条例の意義を詳しく知ることができ、勉強になった。自治会について、昔は自営業者や農業者が担い手であったとのことだが、私の所属する自治会の役員も元サラリーマンが多くほとんど動くことができない。加入率もどんどん落ちている。世代間の繋がりを保ち、仕事の

手間を省くことが必要だと考える。

勉強会や協議会などいろいろな組織が生まれるが、結局はほとんど同じメンバーという状況。これから先のことを考えると、不要なものはスクラップし、効率的な組織体制を作る必要がある。また、協力してくれる住民を支援し、自治会をバックアップできる仕組みをつくれば、負担も減り地域に興味を持ってもらえる。仕事だけがが増えて整理されない状態では自治会組織は数年ももたない。

中川会長 平成の大合併をきっかけに減じようとしていた住民自治を残していくため、まちづくり基本条例をはじめとした、団体自治と住民自治の両輪で進めていくという基本に戻る運動が生まれ、ある程度成功した。そして次に、高齢化の波や地域人材の枯渇問題が生じた。これを乗り越えるには組織の縮退しか方法はない。手に負えない仕事は行政（団体自治）に返すことも必要になってくる。ただし、地域でできることは残し、地域はそれに集中する。行政が安易に地域の自治会に仕事を投げる時代は終わった。行政改革や地域社会の活性化にもこの条例は活用できる。

条例を審議するにあたり、参画・協働事業のリストアップが必要。奈良市や広陵町もその方式で行っている。次回の審議会で資料として準備してもらいたい。

島田委員 特定の人ばかりしか参画していない状況をどう見るか。

井村委員 現在、本町地区のまちづくり協議会のプロジェクトチームは20名ほどいるが、活動のテーマを考えていくのはこれから。地域ごと、分野ごとに人材を発掘していくことで広がっていくことを期待している。どのような人材を集められるのか、待っているだけではなく積極的に探していかなければならない。

中川会長 地域コミュニティをどう立ち直らせるか、再活性化させるかという課題については、地域コミュニティだけでなく、施設組織や民間NPOとの連携を考える必要がある。住民が共通の課題で結集することが大事。

井村委員 商工会や各事業所、NPO法人等いろんな分野が住民自治に入る。地域の情報を集約した地域カルテ等を整理し、課題に応じて声をかけていけば、人材の偏りを解消できるのでは。

中川会長 人材発掘はどの自治体も苦労している課題。各部局の審議会で協力的だったメンバー情報の共有も有効。別の審議会の委員として紹介してもらうこともできるし、公募委員の人数や委員の男女比率、女性が入っているかなどの要件において行政からの働きかけもできる。

- 井村委員 次回からの審議会で、チェックする事項について質問したい。文面がおかしいと感じる箇所もある。そのような修正も可能か。
- 中川会長 可能である。事前に事務局に連絡し、審議会資料として共有してはどうか。資料として配って共有してもよい。条例本文の場合は、議会の議決が必要なので慎重に議論した方がよいが、禁止ではない。
せっかくなので各委員にご意見や感想を伺いたい。
- 中川委員 住民の方がまちの魅力を発信する「おうじ・まちの宣伝隊」の隊員から取材の依頼を受けた。団体対団体ではよくあるが、住民の方から声があがって、行政のバックアップで何かにつながっていくことは初めてで、すごく楽しみ。住民対行政、住民対団体が形成されている例である。少しずつ時間をかけてこのような点を面にしていくことが大事。
- 黒田委員 中川会長のレクチャーはすごく勉強になった。では王寺町でどうすればよいかという具体的な課題を考える必要がある。一生懸命頑張っていきたい。
- 田中委員 町レベルからもっと地域に落とし込んで、住みよいまちづくりを行う必要がある。大きく上から見るのではなく、もっと小さい目で地域に根差した視点で見るべき。
- 竹内委員 子育てする中で、保護者同士で子どもの習い事や、道路の飛び出しの注意喚起などいろいろな話をするが、これもすごく小さな自治だと思う。これがどのようにまちづくり協議会につながっていくのかを考える必要がある。子育て中の人や働いている人は時間的な余裕がない。自分がまちづくり協議会に参画する方法、そして住民の方が協議会の存在に気づき、参画してもらう方法を考えたい。
また、2年前に王寺町に引っ越してきて広報紙を読むようになった。何故読むかという、いろいろな住民の顔が載っているからである。住民同士の関わりの中で、みんなが広報紙を読んでいると実感するので、この条例にもいろいろな人の顔が載っていると、もっと読まれると思う。
- 中川会長 転入してきた住民に対して必ず渡すべきなのは、お住まいの自治会を示した一覧表や加入案内。自治会は災害時の助け合いなどいざというときに頼りになる。防犯見守り活動も、顔見知りならば安全度が上がる。
- 事務局 王寺町でも転入者へ自治会加入促進の案内を配布している。

6. 今後の審議内容およびスケジュールについて

- ・第2回審議会 9月30日(火) 14時～ 検証と見直し①
- ・第3回審議会 10月24日(金) 14時～ 検証と見直し②
- ・第4回審議会 11月(調整中) 検証と見直し③
12月 パブリックコメント
- ・第5回審議会 令和8年1月 答申
令和8年3月 議会へ報告

中川会長 あと3回程度で条文をブロックに分けて点検する運び。分け方は条例の第1条から第何条までと3ブロック程度に分けて行うと覚えおきいただきたい。今日配布した資料は毎回持ってくる。また、審議会が始まるまでに審議対象の条文を読み、修正が必要な箇所があれば、前もって書き留めておくこと。

事務局 9月の上旬を目途に審議用の資料を送付する。

中川会長 解説の中で、技術用語や法文用語など難しいものがあれば、解説を要求してほしい。行政の常識は必ずしも町民の常識ではないので、その落差を埋める必要がある。

以上